

## ○福島地方水道用水供給企業団情報公開 ・個人情報保護審査会施行規則

〔平成30年4月1日  
規則第3号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例（平成30年条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見の聴取等）

第2条 条例第6条の規定により意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うときは、次に掲げる書面によらなければならない。

- 一 審査請求人、実施機関の職員、事業者その他関係者の意見又は説明を聴くとき意見聴取等依頼書（様式第1号）
- 二 審査請求人、実施機関の職員、事業者その他関係者に対して必要な調査を行うとき 調査通知書（様式第2号）

（庶務）

第3条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第3編 組織・庶務（福島地方水道用水供給企業団情報公開  
・個人情報保護審査会施行規則）

様式第1号（第2条関係）

意見聴取等依頼書

第 号  
年 月 日

様

福島地方水道用水供給企業団  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 印

年 月 日付け 第 号で諮問のあった事案について、福島地方  
水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例第6条の規定により意見  
（説明）を聴きますので、出席くださるよう依頼します。

開示請求の概要		
事案の説明 日時及び場所	日 時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
	場 所	
出席者		
担当課（所）	電話番号	部 課 内線
備 考		

様式第2号（第2条関係）

調査通知書

第 号  
年 月 日

様

福島地方水道用水供給企業団  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 印

年 月 日付け 第 号で諮問のあった事案について、福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例第6条の規定により調査を実施しますので、通知します。

開示請求の概要		
調査の日時 及び場所	日 時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後
	場 所	
調査事項		
担当課（所）	電話番号	部 課 内線
備 考		